

集約型都市への再編と公共性

— 計画利益の公共還元と合意形成 —

(株)UG 都市建築 竹内光博

1 目的

「縮減の時代」を迎えた今日、集約型都市への再編整備が課題化されている。これまでわが国は戦後の人口拡大や高度成長期における産業の展開などにより一貫して都市は膨張を続けてきた。しかしながら、近年の人口減少や高齢化(その見通し)、産業構造の変化などを受けて都市の縮退・集約化・再編が強く求められる状況となった。本報告においては、これらを背景に政策的な観点から計画利益の公共還元と合意形成をキーワードに都市計画制度のあり方、その展望について考察してみたい。

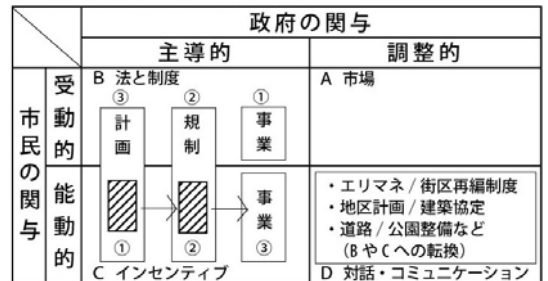
2 方法

第1に、2014年5月に成立したいわゆる「コンパクト都市法」(都市再生特措法の一部改正)の意義を考察し、めざされている都市政策の一側面(方向性)を理解する。

第2に、わが国における都市計画制度の変化の動向を右図を参照(特にC・D象限に着目)しながら確認し、その上で改めて都市政策の大きな方向性を考察する。

第3に、前記の考察を基にして、計画利益の公共還元の考え方と合意形成(公共性の確保)について考える。

【図】都市計画制度の構図



3 結果

わが国の都市計画制度は幾多の改正を通じてその思想や体系・制度を改変し、端的には【図】にあるような変化の構図を描いている。今般のいわゆる「コンパクト都市法」(都市再生特措法の一部改正)は、C象限に属する政策的な展開と理解できる。いわゆる計画利益の付与によるインセンティブをその主な内容としている。

一方、計画利益を付与する具体的な対象は、自治体レベルの政策に委ねられている。ここでの政策の基礎には地域住民の合意形成が不可欠なものとしてあり、この合意によって政策を正当化する公共性が確保される仕組みと考えられる。この構図すなわちC・D象限の政策展開は、今後の都市計画制度を展望する際の中心に位置するものと考えられる。

4 結論

いわゆる「コンパクト都市法」(都市再生特措法の一部改正)の内容は、わが国都市計画制度の変化の方向性に沿ったものと理解できる。都市型社会における地域の課題は多元化したが、必要とされる都市機能を十全に確保するためにはそのそれぞれの課題克服が不可欠である。集約型都市への再編も、その取組のひとつである。今後は、地域の抱える課題の共有(公共性の確保)を前提としてC・D象限の政策的な展開が求められるものと考えられる。

- 文献 生田長人, 周藤利一[2012]「縮減の時代における都市計画制度に関する研究」(国土交通政策研究所)
 大村謙二郎[1993]「開発利益の発生と社会還元検討の対象」『開発利益還元論』(財団法人 日本住宅総合センター)
 竹内光博[2007]『都市モデル論序説』(日本経済評論社)
 — [2008]「開発利益の公共性をめぐって」(日本社会学会一般報告)
 原田純孝ほか編著[2001]『日本の都市法 I 構造と展開』(東京大学出版会)
 日本都市計画学会[2013]『都市計画』特集：縮小社会における都市再編の手法(日本都市計画学会)